

ドミニカ共和国政府による夜間外出禁止令の時間変更について

令和3年4月16日
在ドミニカ共和国日本国大使館

4月16日、アビナデル大統領は、大統領令253-21により夜間外出禁止時間の変更を発表しました。これにより、夜間外出禁止時間は、平日（月曜日から金曜日）が午後10時から午前5時までとなります。週末（土曜日及び日曜日）は、午後9時から翌午前5時までとなります。また、帰宅のための移動はいずれの曜日（月曜日から日曜日）も午前0時までとなります。

なお、夜間外出禁止令の実施期間に変更はなく、5月16日まで実施されます。実施期間や外出禁止時間が変更される可能性もありますので、お出かけの際には最新情報の入手に努めてください。

今回の期間延長についての詳しい内容（スペイン語のみ）は次のリンクからご確認ください。

○<https://presidencia.gob.do/decretos/251-21>

【問い合わせ先】

在ドミニカ共和国日本国大使館領事部
EMBAJADA DEL JAPÓN EN LA REPÚBLICA DOMINICANA
TEL 1-809-567-3365 FAX 1-809-566-8013
consul@sd.mofa.go.jp